

三重県公報

令和4年3月30日(水)

号 外

次

(番号) (題名) (担当) (頁)

規則

- 25 三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則 (総務課)2
- 26 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規 (防災砂防課) 28
- 27 三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則 (同) 28
- 28 三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則 (同 同) 29

規則

令和四年三月三十日三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十五号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

項とする。別表第一防災対策部災害対策課の表中第一号の項を削り、第二号の項を次のように改め、同項を同表第一号の別表第一時次対策部災害対策課の表中第一号の項を削り、第二号の項を次のように改め、同項を同表第一号の

		先利用等の要請			0				
	に 関 す る 事 務								

別表第一防災対策部災害対策課の表中第三号の項を削り、第四号の項を第二号の項とする。

別表第一防災対策部災害対策課の表の次に次の表を加える。

防災対策部 災害即応·連携課

						ì	央裁	区分					
12,					•		専決	근者				受け	地域機関の
区分	事務の種類	事項	知事	副		本	庁		地	域機	関	古者	地域機関の 名称
			#	知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
	自衛隊法(昭和 29 年法律 第 165 号)の施 行 に 関 する事務	法第83条の規定による災害派遣要請			0								
2	本法の施行	1 法第 33 条の規定による派遣職員に 関する資料の提出等					0						
	に 関 す る 事 務	2 法第 53 条の規定による被害状況の 報告					0						
		3 法第55条の規定による通知等						0					
	土戒お災策関(法のす砂区け害のす平律施る災域る防推る成第行務 57 に 第57 に 第 12 号 関	法第 29 条第 1 項の規定による土砂災 害緊急情報の通知又は周知						0					

別表第一戦略企画部企画課の表第一号の項第一号中「総合的計画」を「総合的な計画」に改める。

別表第一戦略企画部政策提言・広域連携課の表の次に次の表を加える。

戦略企画部 人口減少対策課

						ì	央裁	区分	>				
							専決	中者				受	
区分		知事	副		本	庁		地	域機	関		地域機関の 名称	
			事	知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1	人口減少対 策の推進に	1 地方版まち・ひと・しごと創生総合 戦略の策定及び改定	0										

令和4年3月30日

	関する事績	務	2 地方版まち・ひ 戦略の進行管理 国施策との調整:	(進行	管理	に関す			0									
			3 人口減少対策の 企画及び調整	の推進し	こ関う	する総	合		0									
4	(平成 17	7 年	1 法第5条第1項 生計画の申請	の規定	によ	る地域	再				0							
	法律第 24 の 施 行 に する事務	: 号) こ 関	2 法第 13 条第 1 金事務に関するこ		定に	よる交	付				0							
			り下げ、第六十六元部医療政策課の表						無石	□1] 	-H	マシ	٦′	無	<+	十中	から第百二	<u>.</u> +
	7 法第 30 多	条の	18 の 2 第 2 項の規 経報告の実施命令又	定		0												
68	て準用する	法第 病院	18 の 2 第 3 項にお 30 条の 13 第 3 項 医等の外来機能報告 報の要求	(の			0											
69	て準用する 規定による	法第 病院	18 の 2 第 3 項にま 30 条の 13 第 6 項 送等が外来機能報告 わない旨の公表	(の		0												
70	て準用する 規定による	法第 無床	18 の 3 第 2 項によ 30 条の 13 第 3 項 診療所の外来機能 な情報の要求	[の			0											
	1		部医療政策課の表				1	´ [表で	た炎の	2 H,	っに	加?	くん。				7
2	本法(平成年) 注注 第	戊 18	1 法第 12 条第 1 府県がん対策推進	計画の	策定				0									
	号)の施行 関する事	行に	2 法第 12 条第 3 府県がん対策推進				道		0									
2	の推進に	こ関	1 法第6条第2項 象情報の届出を行				対				0							
	施行に関	法律) の	2 法第6条第5項象情報の届出を行	の規定	によ 寮所の	る届出の指定	対 の				0							
	る事務		3 法第7条第1項 象情報の届出の額		によ	る届出	対				0							
			4 法第7条第2項 従わない旨の公表		によ	る勧告	に				0							
			5 法第8条第1項 働大臣への登録情			る厚生	労				0							
			6 法第 10 条第 2 労働大臣への報告 において準用する	: (法第	13	条第 2					0							
			7 法第 11 条第 3 労働大臣への提出		定に	よる厚	生				0							
			8 法第 18 条第 1 府県がん情報又は 名化情報の都道所 提供	はこれり	こ係ん	る特定	匿				0							
			9 法第 18 条第 2 会等への意見聴取		定に	よる審	議				0							
			10 法第19条第1 村の名称が記録 る情報又はこれ 報の提供	されて	いる	がんに	係				0							

		11 法第19条第2項の規定による審議 会等への意見聴取			(
		12 法第20条の規定による都道府県が ん情報の病院等への提供			()			
		13 法第 21 条第 8 項の規定によるがん に係る調査研究を行う者への提供			()			
		14 法第 21 条第 9 項の規定によるがん に係る調査研究を行う者への提供			()			
		15 法第 21 条第 10 項の規定による審 議会等への意見聴取			()			
		16 法第 22 条第 1 項の規定によるデー タベースの整備							
		17 法第 22 条第 2 項の規定による審議 会等への意見聴取			()			
		18 法第 22 条第 3 項の規定による都道 府県がん情報の匿名化又は消去			()			
		19 法第 22 条第 4 項の規定による審議 会等への意見聴取			()			
		20 法第 24 条第 1 項の規定による権限 及び事務の委任			()			
		21 法第36条の規定による報告の徴収			()			
		22 法第 37 条の規定による助言			()			
		23 法第 38 条第 1 項の規定による違反 行為の中止その他違反を是正するた めに必要な措置をとるべき旨の勧告			()			
		24 法第38条第2項の規定による命令			()			
		25 法第38条第3項の規定による命令			()			
		26 法第42条の規定による厚生労働大 臣への報告			()			
		27 がん登録等の推進に関する法律施 行規則(平成 27 年厚生労働省令第 137号)施行規則第 21 条第 1 項の規 定による報告の徴収			()			
		28 省令第 21 条第 2 項の規定による指 示			()			
26	対策推進条 例(平成 26				()			
	年 三 重 県 条 例第 3 号)に 関する事務	2 条例第 22 条第 2 項の規定による三 重県がん対策推進計画の策定又は変 更に伴う公表			()			
		3 条例第 23 条の規定による三重県が ん対策推進計画にかかる年次報告書 の公表			()			
27	延伸等を図	1 法第 11 条第 1 項の規定による都道 府県循環器病対策推進計画の策定		\circ					
	る卒そ環るす(法号関た中の器対る平律の器対る平律のの場対る平律のの場がるが、第をののでです。 105 を	材 県 循 境 器 柄 対 東 推 進 計 画 の 変 更		0					

別表第一医療保健部医療介護人材課の表中第十五号の項及び第十六号の項を削る。

別表第一感染症対策課の表第一号の項中第十七号を次のように改める。

17 法第15条の3第1項の規定による					0	保健所
報告の要請又は質問(新型コロナウ						
イルス感染症及び再興型コロナウイ						
ルス感染症に係るものを除く。)						

する病のロナ	第26条第2項の規定により準用 感染症患者の退院及び感染症の 体の保有の有無の確認(新型コ ウイルス感染症及び再興型コロ イルス感染症に係るものを除)					0	保健所
る入 日 り フ ウィ	第26条の2の規定により準用す院している結核患者に対する30内の入院の勧告又は入院の措置入院期間の延長等(新型コロナウルス感染症及び再興型コロナウス感染症に係るものを除く。)					0	保健所

つ繰り上げ、同項第七十二号を次のように改め、同号を同項第七十一号とする。別表第一感染症対策課の表第一号の項中第五十九号を第五十八号とし、第六十号から第七十一号までを一号ず

71 法第38条の規定による第1種感染 症指定医療機関及び第2種感染症指 定医療機関の指定、指定辞退の届出			0			
の受理及び指定の取消し						

つ繰り上げる。 別表第一感染症対策課の表第一号の項中第七十三号を第七十二号とし、第七十四号から第百一号までを一号ず

別表第一感染症対策課の表第二号の項中第一号を次のように改める。

1 法第 6 条の規定による臨時の予防			0			
接種の実施・指示・協力(新型コロナ						
ウイルス感染症及び再興型コロナウ						
イルス感染症に係るものを除く。)						

別表第一感染症対策課の表の次に次の表を加える。

医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム

						ì	央裁	区分					
	区						専決	と 者				受	UL 14 W BB 0
分		知事	副		本	庁		地:	域機	関	任者	地域機関の 名称	
			争	知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	
1		法第6条の規定による臨時の予防接種の実施・指示・協力(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)					0						

別表第一医療保健部健康推進課の表に炊のように加える。

ん・重度肝硬	1 要綱第 5 の(1)の規定による指定医療機関の指定			0			
変治療研究促進事業に施要綱の施	2 要綱第 5 の(1)の規定による指定医療機関の指定の取消し			0			
行に関する事務	3 要綱第 5 の(2)の規定による指定医 療機関への費用の交付			0			
	4 要綱第 6 の(1)の規定による対象患 者の認定				0		保健所

	5 要綱第 6 の(3)の規定による対象患 者の認定の取消し				0		保健所
	6 要綱第7の(1)の規定による厚生労 働大臣への個人票の提出			0			

三米紙|困榛氏郵雲毎日牧仕職の米紙|中の屈紙六中日「法第 62 条第1項及び第3項」や「活第 68 条第1項 及び第3項」とおめ、回暦紙七中皮が無く中日「第62条第1項」や「第68条第1項」とおめ、回暦紙七暦から 無十|�州��ら���「第 62 条第1項及び第3項」や「第 68 条第1項及び第3項」とお名′ 叵鬥無十川���「第 62 条第1項」や「第 68 条第1項」とおる、 叵鬥紙十川中日「第 52 条」や「第 55 条」と、「第 62 条第1項」や 「第 68 条第 1 項」 以名名、 叵哂紙十囙中日「第 53 条第 2 項」や「第 56 条第 2 項」 以名名、 叵鬥日無囙十中や紙 四十二号とし、第二十四号から第三十九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「第 65 条」を「第 71 条」 に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十二号中「第 64 条第 2 項」を「第 70 条第 2 項」に改め、同号を 62 条第1項 | ゆ「第 68 条第1項 | 以呂を、 厄��め匠���川十川��わつ、 匝���十��中「第 59 条第1項 | ゆ「第 64条第1項」以、「第62条第1項」や「第68条第1項」以おる、厄中や厄戸紙川十川中シン、厄戸紙十二中日 「第58条第3項及び第5項」☆「第63条第3項及び第5項」∪お&′「報告」○≾∪「(法第68条第1項におい て準用する場合を含む。)」 や長べ、 叵咋やに 医無い 十一 中心)、 叵煙紙 十 中中 「第 56 条」 や 「第 61 条」 と、 「第62条第1項及び第3項」や「第68条第1項及び第3項」とおる、 匝��や匝暦無川十��心)、 匝暦無十七� 毌「第 55 条第 1 項」☆「第 60 条第 1 項」以′「第 62 条第 1 項及び第 3 項」☆「第 68 条第 1 項及び第 3 項」 込お 名、厄中や厄西郷十七中シン、厄西郷十日中日 「第54条」や「第59条」に、「第62条第1項及び第3項」や「第 68 参第 1 頃及び第 3 頃」に改め、同号を同項第十八号とし、第十四号の次に次の三号を加える。

15 法第57条の規定による営業の届出 の受理(法第68条第1項及び第3項 において準用する場合を含む。)								0	保健所
16 法第58条第1項の規定による食品 等の回収の届出の受理(法第68条第 1項において準用する場合を含む。)								0	保健所
17 法第 58 条第 2 項の規定による食品 等の回収の届出の厚生労働大臣又は 内閣総理大臣への報告(法第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。)				0					
川医育」医療完建物変品安定果り医育」	п1ъ и	NA	(0)	п1ъ.	اللا	م لم	a o		

別表第一医療保付部負品安全群の表第一号の項に汝の一号を加え、

4	3 省令第71条の2の規定による廃業					0	保健所	
	の届出の受理							

別表第一医療保健部食品安全課の表第二号の項及び第三号の項を次のように改める。

2	衛生法施行	~ - 1 -						0	保健所
	条例(令和 2 年 三 重 県 条 例第 53 号)	2 条例第4条第2項による届出済証の 交付						0	保健所
	の施 行 に 関 する事務	3 条例第5条第1項の規定による生食 用食肉の加工又は調理を行う営業が 設の届出の受理						0	保健所
		4 条例第6条第1項の規定によるふく の処理を行う営業施設の届出の受理						0	保健所
		5 条例第7条の規定によるふぐ処理者 の認定						0	保健所
		6 条例第8条の規定によるふぐ処理者 の免許及び免許証の交付					0		保健所
		7 条例第8条の規定によるふぐ処理者 試験の実施			0				
		8 条例第 10 条の規定によるふぐ処理 者免許の取消し		0					
3	衛生規則(令								
	和3年三重県	(1) と畜場内における食肉及び大規						0	食肉衛生検

規則第 13 号) の 施 行 に 関								查所
する事務	(2) (1)以外のもの						0	保健所
	2 規則第 13 条第 4 項の規定による届 出済証の交付						0	保健所
	3 規則第 18 条の規定による営業許可 証の書換え交付						0	保健所
	4 規則第 19 条の規定による営業許可 証の再交付						0	保健所
	5 規則第 23 条第 2 項の規定による生 食用食肉取扱施設届出済証の交付						0	保健所
	6 規則第 24 条の規定による生食用食 肉の加工又は調理を行う営業施設の 変更の届出の受理及び届出済証の交 付						0	保健所
	7 規則第 25 条の規定による生食用食 肉の加工又は調理を行う営業施設の 廃業の届出の受理						0	保健所
	8 規則第 26 条第 2 項の規定によるふ ぐ取扱施設届出済証の交付						0	保健所
	9 規則第 27 条の規定によるふぐの処理を行う営業施設の変更の届出の受理及び届出済証の交付						0	保健所
	10 規則第28条の規定によるふぐの処 理を行う営業施設の廃業の届出の受 理						0	保健所
	11 規則第30条の規定によるふぐ処理 者名簿の登録					0		保健所
	12 規則第31条の規定によるふぐ処理 者試験の公告			0				
	13 規則第32条の規定によるふぐ処理 者試験の受験申込の受理			0				
	14 規則第33条の規定によるふぐ処理 者試験合格証書の交付			0				
	15 規則第36条の規定によるふぐ処理 者免許証の書換え交付					0		保健所
	16 規則第37条の規定によるふぐ処理 者免許証の再交付					0		保健所
	17 規則第38条の規定によるふぐ処理 者免許証の返納の受理					0		保健所
我 第 一 医 療 保 健	部食品安全課の表第四号の項中第九号。	9無十	号とし)、継<	(号の	次に次	611 中	る加える。
法第 10 条の 2 自主回収の届出	2 第 1 項の規定による の受理			0	保健	所		
	2 第 1 項の規定による 出の消費者庁長官への							
3表第一医療保健	部食品安全課の表第五号の項中第八号を	2)。	新 七 山	っを第=	をと	し、第	11字4	ら第六号ま
号ずつ繰り下げ	、第一号の次に次の一号を加える。							

H P 三 1 134

ŀ	2 法第3条第1号の規定による調理師			0				
	養成施設の指定							

高米紙 | 凶繁

型

は

は

は

り

な

の

る

り

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は</ 令第303号)第1条の2」 2. 呂名 、 叵鬥紙十中日「第1条の4」 や「第1条の3」 2. 呂名、 叵鬥紙十一中日「第1 条の5」や「第1条の4」と、「変更」や「変更又は廃止」とおる、 叵暦紙十川中や売ら、 叵暦紙十川中日「公示」 を「「神性、動力をは、できない」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十四号及び十五号を削り、第 十六号を第十三号とし、第十七号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十九号の次に次の二号を加える。

20 政令第15条の2の規定により準用 する政令第2条から第3条まで、第6 条、第7条第3項及び第8条から第9 条までの規定による指定届出受理機 関に係る委任都道府県知事が行う事 務			0			
21 政令第15条の2の規定により準用 する政令第7条第1項及び第2項の 規定による指定届出受理機関の指定 の取消し		0				

二号までを二号ずつ繰り上げ、第三十号の次に次の一号を加える。号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十九号を第二十十号とし、第二十九号を第二十十号とし、第二十六号を第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五別表に一十五号を第二十五号を第二十二号とし、同項第二十四号中「郷 17 ※」別表第一医療保健部食品安全課の表第五号の項中第二十三号を第二十二号とし、同項第二十四号中「郷 17 ※」

31 規則第 9 条の規定による調理師連			0			
合会設立の届出の受理						

する。別表第一医療保健部食品安全課の表第五号の項第三十三号中「昨乳」を「以乳」に改め、同号を第三十二号と

別表第一医療保健部食品安全課の表第六号の項を次のように改める。

6	法 (昭和 41	2 - 111					0		保健所
	年法律第 115 号) の施行に 関する事務	2 法第4条第1項の規定による製菓衛 生師試験の実施			0				
		3 法第4条第2項の規定による指定試 験機関への事務の委任			0				
		4 法第 5 条第 1 項の規定による製菓衛 生師養成施設の指定			0				
		5 法第7条第1項の規定による製菓衛 生師名簿の備付け及び登録					0		保健所
		6 法第7条第3項の規定による製菓衛 生師免許証(以下この項において「免 許証」という。)の交付					0		保健所
		7 法第8条の規定による製菓衛生師の 免許の取消し		0					
		8 製菓衛生師法施行令(昭和 41 年政 令第 387 号)第 3 条第 1 項の規定によ る登録事項の変更に伴う製菓衛生師 名簿の訂正					0		保健所
		9 政令第4条の規定による登録の消除					0		保健所
		10 政令第 5 条第 1 項の規定による免 許証の書換え交付					0		保健所
		11 政令第6条第1項の規定による免 許証の再交付					0		保健所
		12 政令第6条第4項及び第7条の規 定による免許証の返納の受理					0		保健所
		13 政令第 8 条の規定による免許の取 消しに係る通知			0				
		14 政令第10条第1項の規定による指 定試験機関への事務の委任の厚生労 働大臣への報告及び公示			0				
		15 政令第17条の規定による指定試験 機関の事務の委任の解除、厚生労働 大臣への報告及び公示			0				
		16 政令第 18 条第 3 項の規定による委 任都道府県知事が試験を行う場合又 は行わない場合の公示			0				
		17 政令第21条の規定による養成施設			0				

の内容変更又は廃止の承認及び変更 届出の受理						
18 政令第22条の規定による養成施設 の報告の徴収及び指示			0			
19 政令第23条の規定による養成施設 の指定の取消し		0				
20 製菓衛生師法施行規則 (昭和 41年 厚生省令第 45 号) 第 4 条の規定によ る指定試験機関の試験事務の範囲の 確定			0			
21 省令第14条の規定による指定試験 機関からの試験の結果報告書の受理			0			
22 省令第15条の規定による指定試験 機関の試験事務の引継ぎ書類等の受 理			0			
23 製菓衛生師法施行細則(昭和 42 年 三重県規則第 50 号)第 1 条の規定に よる試験実施の公告			0			
24 規則第 2 条の規定による製菓衛生 師試験受験申込書の受理			0			
25 規則第 3 条の規定による製菓衛生 師試験の合格証書の交付			0			

型第 12 糸」に改め、同号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。項中第二十三号を削り、同項第二十二号中「と酚基が等部で、国内第二十二号を同じ、 19 糸第 2 項」を「第 19 糸第 1 項」を「第 19 糸第 1 項」に改め、同別表第一医療保健部食品安全課の表第七号の項第十七号中「第 19 糸第 2 項」を「第 19 糸第 1 項」に改め、同

22 と畜場法等施行細則(昭和31年三			0			
重県規則第65号)第4条の規定によ						
ると畜場の工事完了の届出の受理						

頃を第二十五号の頃とする。表第二十五号の頃ます九号中「湍圧」を「鳰鼬」に改め、同頃を同表第二十四号の頃とし、同表中第二十六号の別表第一下五号の頃第十九号中「湍圧」を「鳰鼬」に改め、同項を同表第二十四号の頃とし、同表中第二十四号の頃を第二十三号の頃とし、同

ように改める。別表第一医療保健部薬務課の表第一号の項第二十号中「冷畑」を「―当冷畑」に改め、同項第二十九号を次の

29 法第 14条の 9 の規定による医薬品 等の製造販売の届出及び変更の届出 の受理						
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの					0	保健所
(2) (1)以外のもの			0			

十八号までを一号ずつ繰り上げる。り上げ、同項第百六十一号中「敵田」を「麻榊」に改め、同号を同項第百六十号とし、第百六十二号から第百七項第百五十四号とし、同項中第百五十六号を第百五十五号とし、第百五十七号から第百六十号までを一号ずつ練三号から第百五十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項百五十五号中「闳茎の副圧」を「闳茎」に改め、同号を同別表第一医療保健部薬務課の表第一号の項中第九十一号を削り、同項中第九十二号を第九十一号とし、第九十

げ、第一号の次に次の四号を加える。別表第一医療保健部薬務課の表第二号の項中第七号を第十一号とし、第二号から第六号までを四号ずつ繰り下

2 法第8条第7項の規定による厚生労 働大臣への書類の求め			0			
3 法第8条第8項の規定による調書及び報告書の受理及び厚生労働大臣への当該調書及び報告書の写し並びに意見書の提出			0			
4 法第8条第12項の規定による弁明 の聴取の通知			0			
5 法第 8 条第 15 項の規定による厚生 労働大臣への報告書の提出			0			

別表第一医療保健部薬務課の表第二号の項に次のように加える。

12 医師法、歯科医師法、保健師助産 師看護師法及び薬剤師法意見の聴取 等手続規則第3条で準用する厚生労 働省聴聞手続規則第4条の規定によ る意見の聴取の期日又は場所の変更 及びその通知					0								
	\ \ \ \ \ \	להל ד	_/ _□ 1⊳	=	· (′	לוויג.	 1+1+	. A 14	r 1	-11- 11	\	ו או	_

を一号ずつ繰り上げ、第二十三号の汝に汝の一号を加える。別表第一医療保健部薬務課の表第三号の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十四号まで

24 政令第36条の4の規定による通知 及び名簿の送付			0			
						i

二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。別表第一医療保健部薬務課の表第三号の項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号を第二十七号を第二十十号を第二十十四号を第二十七号を

25	政令第36条の6の規定による通知			0			
	*>< 4 > 4 5 6 6 6 6 7 7 7 7 7 7			_			

第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、同表第八号の項中第二号を次のように改める。今別には、「十二号を第二十二号とし、第二十二号を第二十二号を第二十二号を制」を「り外別と帰属」に改め、同項第三十三号中「烟酃」を「甲酃」に改め、同項第四十二号中「で別表第一医療保健部薬務課の表第四号の項第二十号中「配圧」を「配酬及び別側の副田」に改め、同項第三十

2 法第 7	条の第 1 項の規定による報					0	保健所
告、立入	検査、質問及び収去						

and the second s							
31 法第 127 条の規定による一般社団 法人の社会福祉連携推進認定		0					
32 法第 129 条の規定による社会福祉 連携推進認定の通知及び公示			0				
33 法第 139 条第 1 項の規定による社 会福祉連携推進法人の定款の変更の 認可			0				
34 法第 140 条の規定による社会福祉 連携推進方針の変更の認定			0				
35 法第 142 条の規定による代表理事 の選定及び解職の認可			0				
36 法第 145 条第 1 項及び第 2 項の規 定による社会福祉連携推進認定の取 消し		0					
37 法第 145 条第 3 項の規定による社 会福祉連携推進認定の取消しの公示			0				
38 法第 146 条第 4 項の規定による認 定取消法人に対する通知			0		·		

大号の次に次の四号を加える。別表第一子ども・福祉部地域福祉課の表第二十一号の項中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第

7 法第7条第1項の規定による生活困					0	福祉事務所
窮者就労準備支援事業の支援 (変更)						III 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

の決定及び通知												
	頁の規定による生活困 援事業の支援(変更))福	益事務	所		
	頁の規定による生活困 援事業の支援(変更)							〉福	益事務	所		
16 . 2 1	2項の規定による生活 東事業の支援(変更) 1							(福	百祉事務	所		
別表第一子ども・	福祉部障がい福祉課の	表に次の	イ シバギ	がえて	, 9°							
ウザルサナ	児支援センターの指	定					0					
る支援に関する法律(令	2 法第 16 条の規定 等	こよる報告	の徴収				0					
和3年法律第 81号)の施行	3 法第 17 条の規定に	よる改善	命令				0					
	4 法第 18 条の規定し し	こよる指定	の取消									
別表第一環境生活	部大気・水環境課の表	第三号の頂	中第四	+<	导金	型の	、同表	無日	日号の百	任部	[]1]+	-四号を削り、
同表第十七号の項中	第七十四号を削り、第	4十三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	を離七十	-티마	ひとし)、 {	+回升	国中	いから筆	+43	-11먀	までを一号ず
	三号の次に次の一号を	近れえる。		1		1 _	I I			1		
44 法第 18 条の る事前調査結果	15 第 6 項の規定によ 操告の受理								□域防災 ○事務別			
	部大気・水環境課の表						9門る	0				
	部廃棄物・リサイクル	、課の表に、	次のよう	/にま	がえて	ତ° T		ı		1		
の解体及び輸出の防止等に関する	1 条例第3条第2項 第2項の規定による 及び中古自動車輸出 公安委員会からの通	寺定自動車 1業の届出	解体業				0					
条例(令和3 年三重条 例第24号) の施行に関 する事務	2 条例第7条第2項(自動車解体業者に対 の他の措置(条例第 いて中古自動車輸出 用する場合を含む。	する助言、 13 条第 3 1業者につ	指導そ 項にお						C)		地域防災総合事務所等
	3 条例第9条第2項の 自動車解体業者等に 第13条第3項におい 出業者等について準 む。)	対する指示いて中古自	(条例 動車輸)		地域防災総合事務所等
	4 条例第9条第3項 自動車解体業者等に 収(条例第13条第 自動車輸出業者等に 場合を含む。)	対する報3項におい	告の徴て中古									
	(1) 本庁の実施に	係るもの					0					
	(2) (1)以外のもの)							С)		地域防災総 合事務所等
	5 条例第9条第4項(自動車解体業者等に (条例第13条第31 動車輸出業者等につ 合を含む。)	対する立 頁において	入調査 中古自									
	(1) 本庁の実施に	係るもの					0				<u> </u>	
	(2) (1)以外のもの)							С)		地域防災総 合事務所等
	6 条例第9条第7項 自動車解体業者等に の公安委員会への通	対する指	示内容				0					

	第3項において中古自動車輸出業者等 について準用する場合を含む。)						
	7 条例第 16 条の規定による公安委員 会との協力		0				

別表第一地域連携部水資源・地域プロジェクト課の表中第十一号の項を削る。

別表第一地域連携部地域支援課の表を次のように改める。

地域連携部 地域づくり推進課

地坝	連携部 地域	フトリ批准所				ì	央裁	区分					
							専決	子者				受	
区分	事務の種類	事項	知	副		本	庁		地	域機	関		地域機関の 名称
			事	知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長		所長	
	地域支援事 業の推進に 関する事務	地域支援事業に関する計画の策定及 び調整				0							
	公 共 的 施 設 の 総 合 整 備	1 法第3条第4項の規定による総合整 備計画の協議(同条第8項において準 用する場合を含む。)					0						
	する法律(昭	2 法第3条第6項の規定による措置の 計画の決定(同条第8項において準用 する場合を含む。)				0							
	和 37 年法律 第 88 号)の 施 行 に 関 す る事務	3 法第7条の規定による助言及び調査					0						
	併の特例に	1 法第5条第3項及び第8項の規定に よる協議					0						
	関 する 法 律 (昭和 40 年 法律第 6 号) の 施 行 に 関 する事務	2 法第5条第4項の規定による送付の 受理(同条第10項において準用する 場合を含む。)					0						
	併の特例に 関する法律	1 法第4条第2項、第4項、第8項から第10項まで、第13項及び第16項 の規定による報告の受理					0						
	(平成 16 年 法律第 59 号)	2 法第4条第20項の規定による通知					0						
	の施行に関 する事務	3 法第5条第2項の規定による確認					0						
		4 法第5条第3項、第8項、第11項、 第17項及び第23項の規定による報告 の受理					0						
		5 法第5条第4項、第9項、第12項、 第18項及び第24項の規定による通知					0						
		6 法第6条第3項及び第7項の規定に よる協議					0						
		7 法第6条第4項の規定による送付の 受理(同条第9項において準用する場 合を含む。)					0						
		8 法第 13 条第 1 項の規定による許可 (軽微な規約変更に係る場合を除 く。)			0								
		9 法第 13 条第 1 項の規定による許可 (軽微な規約変更に係る場合に限 る。)					0						
		10 法第28条第1項の規定による認可				0							
		11 法第32条第4項の規定による認可				0							
		12 法第 32 条第 5 項の規定による届出 の受理					0						

묽

5	務処理の特	1 要綱第6の規定による特例処理事務 交付金の決定及び交付			0			
	例 に 関 する 条例 (平成 12 年 三 重 県 条 例第 2 号) に	2 要綱第7の規定による各市町の前年 度における特例処理事務の処理状況 等に係る報告書の徴収			0			
	基づく交付 金交付要 に関する 務	決定及び交付			0			

別表第一地域連携部市町行財政課の表中第十九号の項から第二十一号の項までを削る。

別表第一地域連携部総務企画課の表を削る。

別表第一地域連携部スポーツ推進課の表に次のように加える。

5	三重県スポ	条例第16条の規定による推進計画の		0				
	ーツ推進条	決定						
	例 (平成 26							
	年三重県条							
	例第 95 号)							
	の施行に関							
	する事務							

別表第一地域連携部南部地域活性化推進課の表第一号の項を次のように改める。

持続的発展	1 法第7条第1項の規定による持続的 発展方針の策定		0				
の 支 援 に 関 す る 特 別 措 置法 (令和 3	2 法第7条第4項の規定による持続的 発展方針の国への協議		0				
年法律第 19 号)の施行に 関する事務				0			
K 7 S 7 477	4 法第9条第1項の規定による県計画 の策定	ĺ	0				

ら第三十三号の項までを十五号ずつ繰り上げる。の項とし、第二十九号の項を第十四号の項とし、第三十号の項かの頃とし、第二十九号の項を別り、第二十九号の項を第十四号の項とし、第三十号の項を第十三号別表第一農林水産部担い手支援課の表中第十三号の項から第十七号の項までを削り、第十八号の項を第十三号

別表第一農林水産部農産物安全・流通課の表に次のように加える。

月至今一周本ス京	音声産物安全・活通調の表に抄のように加える
	1 法第7条の規定による肥料の登録
(昭和 25 年	2 法第 10 条の規定による登録証の交
法 律 第 127 号)の施行に	
	4 法第 13 条の規定による登録事項等 の変更の届出の受理及び登録証の書 替え交付
	5 法第 15 条の規定による登録失効の 届出の受理
	6 法第 16 条の規定による登録等の公 告及び通知
	7 法第 16 条の 2 の規定による指定混合肥料生産業等の届出の受理
	8 法第 19 条の規定による事故肥料の 譲渡許可
	9 法第 21 条の規定による表示の命令
	10 法第22条の規定による特殊肥料の 生産業者等の届出の受理
	11 法第 22 条の 2 第 2 項の規定による 農林水産大臣への申出

	13 法第29条の規定による業務報告の 徴収				0						
	14 法第30条第1項及び第3項の規定 による立入検査及び収去										
	(1) 農林水産事務所等の所掌に属 するもの							0			農林水産事 務所等
	(2) (1)以外のもの				0						
	15 法第30条第4項の規定による報告				0						
	16 法第30条第7項の規定による検査 結果の公表				0						
	17 法第31条の規定による違反の場合 の行政処分				0						
	18 法第33条の規定による聴聞の実施				0						
	19 法第35条の規定による適用除外肥 料の指定				0						
	20 分析結果の報告						0				農業研究所
(昭和 23 年	届出の受理				0						
伝律第 82 号) の 施 行 に 関 する事務	2 法第 29 条第 1 項の規定による報告 命令及び立入検査										
	(1) 農林水産事務所等の所掌に属 するもの							0			農林水産事 務所等
	(2) 病害虫防除所の所掌に属する もの						0				病害虫防除 所
	(3) (1)及び(2)以外のもの				0						
	3 法第 29 条第 2 項の規定による農林 水産大臣又は環境大臣への報告				0						
	4 法第 29 条第 3 項の規定による報告 命令及び立入検査										
	(1) 農林水産事務所等の所掌に属 するもの							0			農林水産事 務所等
	(2) 病害虫防除所の所掌に属する もの						0				病害虫防除 所
	(3) (1)及び(2)以外のもの				0						
	5 法第 31 条第 2 項及び第 4 項の規定 による監督処分				0						
(昭和 25 年	のまん延の報告				0						
					0						
	3 法第 24 条第 2 項の規定による防除 計画の策定				0						
	4 法第 24 条第 4 項の規定による防除 計画の告示及び報告				0						
	5 法第 24 条第 5 項の規定による防除 計画の告示				0						
	6 法第29条の規定による必要な措置				0						
	7 法第 31 条第 1 項の規定による発生 予察事業の実施									0	病害虫防除 所
	8 法第 31 条第 2 項の規定による発生 予察事業についての報告	_								0	病害虫防除 所
	(昭 23 年) (昭 23 年) 和 82 に 物 151 を 25 151 と 151 と 151 と 151	(銀収	機収 14 法第30条第1項及び第3項の規定による立入検査及び収去 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (2) (1)以外のもの 15 法第30条第1項の規定による報告 16 法第30条第1項の規定による報告 16 法第30条第1項の規定による複音 結果の公表 17 法第31条の規定による適用除外肥料の指定 20 分析結果の報告 20 分析結果の報定による適用除外肥料の指定 20 分析結果の報告 21 法第17条の規定による報告命令及び立入検査 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (2) 病害虫防除所の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 3 法第29条第3項の規定による報告命令及び立入検査 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 3 法第29条第3項の規定による報告命令及び立入検査 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 3 法第29条第3項の規定による報告命令及び立入検査 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (2) 病害虫防除所の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 5 法第31条第29条第3項の規定による報告命令及び立人検査 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 5 法第31条第2項及び第4項の規定による配督処分 植物防疫法(お近の報告) (2) 病害虫防除所の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 5 法第31条第2項の規定による有害動植物(対域の観音) (4 法第23条第2項の規定による防除計画の第定 4 法第24条第4項の規定による防除計画の第定 4 法第24条第4項の規定による防除計画の告示及び報告 5 法第24条第5項の規定による防除計画の告示。 6 法第29条の規定による必要な措置 7 法第31条第1項の規定による発生 子票事業の実施 8 法第31条第2項の規定による発生 子票事業の実施	微収 14 法第30条第1項及び第3項の規定による立入検查及び収去 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (2) (1)以外のもの 15 法第30条第4項の規定による報告 16 法第30条第7項の規定による報告 17 法第31条の規定による違反の場合の行政処分 18 法第33条の規定による適用除外肥料の指定 20 分析結果の報告 20 分析結果の報告 21 (昭和23年)との施行に関する事務 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (2) 病害虫防除所の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 3 法第29条第3項の規定による報告命令及び立入検査 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 3 法第29条第3項の規定による報告命令及び立入検査 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 3 法第29条第3項の規定による報告命令及び立入検査 (1) 農林水産事務所等の所掌に属するもの (3) (1)及び(2)以外のもの 5 法第31条第3項及び第4項の規定による配置を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	(後収	撤収	微収	微収		機収 (14) 接線30条第1項及び第3項の規定 による立入検査及び収去 (1) 農林水産事務所等の所掌に属 するもの (2) (1)以外のもの (2) (1)以外のもの (3) 条第4項の規定による報告 (6) 法第30条第7項の規定による報告 (6) 法第33条の規定による譲四の決定 (7) 法第31条の規定による護関の決定 (7) 表 (8) 表	横板 1

		9 法第 32 条第 4 項の規定による病害 虫防除所の事務の実施							病害虫防除 所
		10 法第38条の規定による都道府県が 処理する事務等の実施			0				
		11 植物防疫法施行規則(昭和 25 年農 林省令第 73 号)第 38 条の規定によ る協力成績の提出			0				
		12 省令第39条の規定による費用請求 書の提出			0				
		13 植物防疫法施行細則(昭和32年三 重県規則第59号)第2条及び第3条 の規定による病害虫防除員の任免							病害虫防除 所
		14 規則第 4 条の規定による病害虫防 除員に対する指示							病害虫防除 所
		15 規則第 6 条第 2 項の規定による病 害虫発生報告							病害虫防除 所
		16 規則第 8 条の規定による防除計画 の指示						0	病害虫防除 所
		17 規則第9条の規定による防除勧告						0	病害虫防除 所
		18 規則第11条の規定による事業概要 及び諸調査の結果の報告							病害虫防除 所
	準 G A P 支援制度 実施 要綱(令和 3	1 要綱第8条第3項及び第4項の規定 による現地確認の結果及びそれに基 づく改善点の通知並びに三重国際水 準GAP支援委員会への報告					0		農林水産事 務所等
	年農林水第 17-360 号) に関する事	2 要綱第9条第2項の規定による二重 国際大港CAR共将委員会。の提供					0		農林水産事 務所等
	務	3 要綱第 11 条第 3 項の規定による評価の結果の通知			0				
	経営近代化資金利子補	1 規則第2条の規定に基づく三重県農業経営近代化資金利子補給基準に係る知事の認定					0		農林水産事 務所等
	給 金 交 付 規 則 (昭 和 36 年 三 重 県 規	約の締結			0				
	則第 87 号) の 施 行 に 関 する事務	3 規則第6条第1項の規定による利子 補給金の打切りの決定			0				
	y 分 す 独	4 規則第6条第2項の規定による利子 補給金の打切りの決定及び利子補給 金の返還命令			0				
		5 規則第7条の規定による利子補給に 係る資金の融資に関する報告の徴収 及び帳簿、書類等の調査							
		(1) 農業近代化資金融通法(昭和36 年法律第202号)第2条第2項第1 号、第2号、第4号及び第5号に 掲げる融資機関が同条第1項第1 号に掲げる者に貸し付ける資金の 融資に係るもの					0		農林水産事 務所等
		(2) (1)以外のもの			0				
		6 三重県農業経営近代化資金融通措 置要綱第8の3の規定による利子補給 の承諾					0		農林水産事 務所等
		7 要綱第8の3の規定による利子補給 の変更承認					0		農林水産事 務所等
		8 要綱第5の2の規定による融資予定 目標額の策定				0		<u></u>	
20	三重県中山	1 要領第4の9の(3)の規定による利			0				

	間地域活性	子補給条件変更の諾否の決定							
	化資金利子 補給補助金 交付要領(平				0				
	成 12 年金第 608 号) に関 する事務				0				
		4 要領第9の規定による利子補給に係 る中山間資金の融通に関する報告の 徴収及び帳簿、書類等の調査					0		農林水産事 務所等
21	被害農林漁	1 法第2条第5項の規定による特別被 害地域の指定		0					
	業者等に対する資品に対する。	2 法第2条第5項の規定による特別被 害地域の農林水産大臣への協議		0					
	る暫定措置 法(昭和 30 年法律第 136 号)の施行に 関する事務	農業協同組合等に対する報告の徴収					0		農林水産事務所等
22	漁業災害融	1 規則第3条の規定による補助対象の 認定					0		農林水産事 務所等
	資融通に伴 う利子補給 及び損失補	2 規則第6条の規定による利子補給費 補助金等の交付の決定		0					
	償に関する 補助金交付 規則(昭和36	3 規則第8条の規定による利子補給費 補助金等の額の確定		0					
	年 三 重 県 規 則第 14 号)	失補償費補助金等の交付の決定		0					
	の施行に関する事務	5 規則第 16 条の規定による補助金の 打切りの決定及び返還の命令		0					
23		1 要綱第 2 条第 10 項の規定による貸付条件の決定			0				
	金融通に関する補助金 交付要綱(平	災害の指定			0				
	成 3 年経第 1505号)に関 する事務	3 要綱第6条の規定による補助対象の 認定					0		農林水産事 務所等
24	経革制綱年802 に 大変施成営のす は、16 号関 は、17 第施る で、17 第施る				0				
25	山村振興法 (昭和 40 年 法律第 64 号) の施行に関 する事務	法第17条の規定による農林漁業経営 改善計画の認定			0				
26	株本公中活のす綱と大政庫山性融る(農号事に間化通措成経)務26事365	要綱第3の規定による意見及び推薦			0				
27		1 規則第2条第1項の規定による調査 の受託及び同条第2項の規定による書 類の提出			0				

林) (平成 20	2 規則第2条第3項の規定による調査 書の提出							
年農林(営) 3))の施行 に関する事	(1) 農協病院の貸付対象事業調書 及び工事竣工認定調書に係るもの				0			
務	(2) (1)以外の貸付対象事業調書及 び工事竣工認定調書に係るもの					0		農林水産事 務所等
	(3) 補助金交付状況調書に係るもの				0			
	補助の諾否の決定			0				
化資金利子 補給補助金 交付要領(平	2 要領第 12 の 1 の規定による利子補			0				
成 12 年金第 633 号) に関 する事務				0				
	付予定目標額の策定			0				
進資金融通 事業実施要 網(平成7年 経第487号)	2 要綱第5の1の(2)の規定による融 資機関別の貸付目標額及び低利預託 基金預託額の決定			0				
に関する事 務	3 要綱第5の2の(3)の規定による低 利預託基金の預託の指示			0				
	4 要綱第5の2の(4)の規定による低 利預託基金の預託額の通知			0				
	5 要綱第7の2の規定による低利預託 基金等への指示			0				
	6 要綱第7の3の規定による融資機関 への指示					0		農林水産事 務所等
	7 要綱第8の3の規定による低利預託 基金預託等状況報告の提出			0				
経営改善促				0				
進資金低利 預託基金利 子補給金交	2 要領第6の規定による利子補給の諾 否の決定			0				
付要領(平成 7 年経第 488 号)に関する	3 要領第7の規定による利子補給条件 変更の諾否の決定			0				
事務	4 要領第 12 の 1 の規定による利子補 給金の打切りの決定			0				
	5 要領第 12 の 2 の規定による利子補 給金の打切りの決定及び利子補給金 の償還命令			0				
	6 要領第 13 の規定による利子補給に 係る低利預託金の融通に関する報告 の徴収及び帳簿、書類等の調査			0				
農減資置要報 負援融(負援融(毎 7年7号号 第299 事 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	改善推進計画の承認の取消し			0				
	条件変更の諾否の決定			0				
援 特 別 資 金 利 子 補 給 補 助 金 交 付 要	2 要領第 14 の 1 の規定による利子補 給金の打切りの決定			0				
領 (平成 12 年 金 第 610 号)に関する						0		農林水産事 務所等

	事務	の打切りの治環命令	や定及び利子補給金の過	Ž.						
3	行令(昭 年政令第	法 施 る農業信用基 和 36 状況に関する	第1項第1号の規定によ 金協会の業務及び財産の 報告の徴収			0				

げる。四号の頃までを削り、第十五号の頃を第十二号の頃とし、第十六号の頃から第十九号の頃までを三号ずつ繰り上号から第十一号までの規定中「濉本子麻岬谿写」を「濉本子麻岬谿写郷」に改め、同表中第十二号の頃から第十別表第一農林水産部農産園芸課の表第一号の頃第六号中「濉桝皐拐写郷」を「濉桝皐拐別」に改め、同頃第九

別表第一農林水産部畜産課の表に炊のように加える。

T- 111		音音を書の言のなりっとり大くろ						
14	築等及び利 用の特例に	1 法第3条第3項の規定による畜舎等 の建築等及び利用に関する計画の認 定及び同条第6項の規定による公表			0			
	関する法律 (令和3年法 律第34号) の施行に関	2 法第4条第1項の規定による畜舎等の建築等及び利用に関する変更計画			0			
	する事務	3 法第4条第2項の規定による畜舎等 の建築等及び利用に関する計画の軽 微な変更の届け出の受理			0			
		4 法第6条第1項の規定による認定畜 舎等の工事完了の届け出の受理			0			
		5 法第6条第2項の規定による認定畜 舎等の仮使用の認定			0			
		6 法第9条第2項の規定による認定計 画実施者の相続の届け出の受理			0			
		7 法第 10 条第 1 項の規定による認定 畜舎等の譲渡、同条第 2 項による認定 計画実施者の合併及び同条第 3 項によ る分割の認可			0			
		8 法第 11 条第 1 項の規定による認定 計画実施者の解散の届け出の受理			0			
		9 法第 13 条第 1 項の規定による認定 畜舎等の利用の状況の報告、同条第 2 項の規定による認定畜舎等の滅失の 届け出の受理	2		0			
		10 法第 14 条第 1 項の規定による報告 の徴収、同条第 2 項の規定による物 件の提出及び同条第 3 項の規定によ る立入検査	ı		0			
		11 法第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定による違反を是正するため の措置命令及び同条第 4 項の規定に よる使用の停止、保安上の措置命令			0			
		12 法第 15 条第 5 項の規定による知事 又はその命じた者、若しくは委任し た者が行う措置及び行うべき旨の公 告		0				
		13 法第 16 条第 2 項の規定による認定 の取り消し及び同条第 3 項の規定に よる通知及び公表			0			
		14 法第18条第1項の規定による認定 畜舎等の使用の禁止、使用の制限そ の他安全上、防火上又は避難上必要 な措置命令			0			

別表第一農林水産部森林・林業経営課の表中第十一号の項を次のように改める。

11 林業普及指	1 要綱第4の4の規算	ドによる実施方金	+				0			林業研究	所
導推進要綱	の林野庁長官への報									11 310 37 30	2721
(平成 17 年 林整研第 169 号)に関する	2 要綱第5の1の規算						0			林業研究	所
事務	3 要綱第5の2の規策 実施計画に基づく事 長官への報告						0			林業研究	前
別表第一農林水産	部水産振興課の表に次	公のように加える	0								
20 三 重 東 水 漁 に 東 水 漁 に で 乗 の 振 条 例 に の 重 条 例 第 4 に 乗 条 例 施 手 行 に する事務	計画に基づく施策等の				0						
別表第一農林水産	部水産資源管理課の表	(第四号の項中第	H+	< ₩·	を第五	十九日	マとし、	無	⊒ +<	号から第五	4+7
号までを一号ずつ線	り下げ、第四十七号の	次に次の一号を	加え	Ю°					_		
48 法第 132 条 l 定水産動植物の	こ基づく省令による特)採捕の許可		0								
別表第一農林水産	部水産資源管理課の表	公に次のように加	える	0		ı	l.				
植物等の国 内流通の適	1 令第1項第1号及で よる特定第一種水産 に係る届出の受理及	動植物採捕者等				0					
正 化 等 に 関 す る 法 律 第 十 三 条 第 二	2 分第1項第3号かり 定よる勧告及び命令	う第5号までの規	1			0					
項の規定に所まが理がいる事務に関	一種水産動植物等取 届出の受理	見定による特定第 は扱事業者に係る	5			0					
する政令 (令	4 令第1項第7号及でよる報告の徴収、物例 び立入検査	び第8号の規定に 牛の提出の要求及	-			0					
別表第一雇用経済	部三重県営業本部担当	1課の表中「川画	県営	業本語	郭担当	課」	9 「県	産品 担	振興課	」に改め、	同表
第二号の項を削る。											
	部ものづくり産業振興					_				=	同表
	:部中小企業・サービス:大号の項を削り、第十							1、床,	の重ら	to No	
23 鉱業法(昭和	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			, , , , , , ,						
	の出願に係る協議	た July 木 TE V July A	-								
廃 棄 物 抑 制	1 実施計画及び実施認並びに実施計画の		ķ			0					
等事金県物備費関 開補三廃等整金県物機補する 乗設備に	2 遅延等報告、状況幸 等の徴収					0					
	部石类砂石製の装貨に 部企業誘致推進課の表									0.00	
18 法第10条第	撮		<u> </u>	で無!	<u>+</u> 目	中米,	てを次	<i>6</i> 4,	 シ	≉, W ¸	
開発行為の許可	J										

(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
19 法第 14 条第 1 項の規定による特定 開発行為既着手の場合の届出の受理											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
20 法第15条の規定による国等が行う 特定開発行為に係る協議											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
21 法第17条第1項の規定による特定 開発行為の変更許可											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
22 法第17条第3項の規定による特定 開発行為の変更に係る届出の受理											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
23 法第 18 条第 1 項の規定による対策 工事等の完了の届出の受理											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
24 法第 18 条第 2 項の規定による対策 工事等の完了検査及び検査済証の交 付											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
別表第一県土整備部防災砂防課の表第1	IIP (の項	 (114	-1<	マか	ら第	111+	导生	6 P	を次のよう	に改める。
26 法第20条の規定による対策工事等 の廃止の届出の受理											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
27 法第 21 条第 1 項の規定による措置 命令											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
28 法第 21 条第 2 項の規定による代執 行措置命令等											
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの						0				建設事務所	
(2) (1)に掲げるもの以外のもの								(0	建設事務所	
29 法第 21 条第 2 項の規定による代執 行措置命令の公告											

	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの							0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事務所	
	30 法第 21 条第 3 項の規定による措置 命令等の標識の設置等												
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの							0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事務所	
	別表第一県土整備部防災砂防課の表第1	11中(の項	中細	<u>-</u> 11	-111		び第	- 11	-111	を全	汝のように;	収める。
	32 法第 22 条第 1 項の規定による立入 検査												
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの							0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事務所	
	33 法第23条の規定による報告の徴収 等												
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する特定開発行為に係るもの							0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事務所	
	別表第一県土整備部防災砂防課の表第m	3中(単の	無11	III/ =	<u>-</u> 「負	第 6	条第	1 項	第:	5 号	口」炒「第6	条第1項第6号口」
IJ.	改め、同項中第十九号から第二十三号は	よでょ	を次	64	マンド	1改:	める	0					
	19 法第34条第2項及び第4項の規定 による砂利採取場等への立入検査等												
	(1) 本庁の所掌に属するもの					0							
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事務所	
	20 法第34条第5項の規定による立入 検査員の身分を示す証明書の発行												
	(1) 本庁の所掌に属するもの					0							
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事務所	
	21 法第36条第1項及び第2項の規定 による通報の受理					0							
	22 法第36条第3項の規定による通報					0							
	23 法第36条第4項の規定による関係 市町長への通報										0	建設事務所	
	別表第一県土整備部防災砂防課の表第m	3中(の項	中海	₹ 11 1	<u></u>	を全	次の	, 44 v	ンに	攻め	ん。	
	26 法第38条第1項の規定による登録 の取消し等に係る聴聞												
	(1) 法第 12 条の規定による登録の 取消し等に係るもの					0							
	(2) 法第 26 条の規定による認可の 取消し等に係るもの										0	建設事務所	
	別表第一県土整備部防災砂防課の表第四	3中(単の	中細	- 111	下九:	多全	次の	, 14 v	ンだら	攻め	ん。	
	29 省令第 10 条の規定による業務主 任者試験に係る受験願書の受理						0						
	別表第一県土整備部防災砂防課の表第下	中中(の項	無川] up =	ŀΓį́	第 3:	2条	カ4	第 1	項	第5号口」☆	∃「第32条の4第1
項	第6加口」に改め、同項中第二十二号を	Σξ(84	ひに	改出	810,		,				1	
	22 法第34条の4の規定による登録の 取消し等に係る聴聞												
	(1) 法第32条の10の規定による登 録の取消し等に係るもの					0							
	(2) 法第33条の12の規定による認 可の取消し等に係るもの										0	建設事務所	

別表第一県土整備部防災砂防課の表第五号の項中第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

24	法第42条第1項の規定による立入 検査等											
	(1) 本庁の所掌に属するもの				0							
	(2) 地域機関の所掌に属するもの									0	建設事務所	
25	法第42条第2項の規定による立入 検査員の身分を示す証票の発行											
	(1) 本庁の所掌に属するもの				0							
	(2) 地域機関の所掌に属するもの									0	建設事務所	
別	表第一県土整備部防災砂防課の表第五	中中	の項	 311-	-<:	きを	次の) TH 12	ンだ	改め	10°	
28	3 省令第8条の9の規定による業務 管理者試験に係る受験願書の受理					0						
別	表第一県土整備部防災砂防課の表第一	(中)	の項	 } +	中。	\$ W	無1	1+1] 中·	## F	を次のようご	に改める
1 1	三重県砂防指定地等管理条例(平成 14 年三重県条例第 66 号)第 4 条 第 1 項の規定による行為の許可											
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの						0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの									0	建設事務所	
12	2 条例第 4 条第 2 項後段の規定による行為の届出の受理											
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの						0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの									0	建設事務所	
13	条例第5条の規定による占用許可											
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの						0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの									0	建設事務所	
14	条例第8条(条例第10条第3項(条 例第11条において準用する場合を含む。)及び第11条において準用する 場合を含む。)の規定による許可の 条件の決定											
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの						0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの									0	建設事務所	
15	5 条例第 10 条第 1 項(条例第 11 条 において準用する場合を含む。)の 規定による許可事項の変更許可											
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの						0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの									0	建設事務所	
16	6 条例第14条第3項の規定による地 位承継届の受理											
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの						0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの									0	建設事務所	
17	7 条例第 15 条第 1 項の規定による権 利義務の譲渡の承認											
	(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの						0				建設事務所	
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの									0	建設事務所	
18	3 条例第16条の規定による許可事項											

の変更命令																
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの							0				建設事		ŕ			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事	⋾務所	ŕ			
19 条例第17条第1項及び第2項の規 定による措置命令																
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの							0				建設事	事務所	ŕ			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事	₮務所	ŕ			
20 条例第18条の規定による許可等の 取消し																
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの							0				建設事		Í			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事	₮務所	ŕ			
21 条例第19条の規定による砂防指定 地内行為休廃止届の受理																
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの							0			_	建設事	 ≨務所	ŕ			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事	₮務所	ŕ			
22 条例第20条ただし書の規定による 原状回復義務の免除																
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの							0			_	建設事	 ≨務所	ŕ			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事	₮務所	ŕ			
23 条例第 21 条第 1 項の規定による行 為の完了検査等																
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの							0				建設事		ŕ			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事	■ 務所	ŕ			
24 条例第 22 条第 1 項の規定による他 人の土地への立入り																
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの							0				建設事	事務所	Ť			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事	₮務所	ŕ			
別表第一県土整備部防災砂防課の表第一	(中)	の項		<u>†11</u>	-1<	字字	次の	, 4×2	ノに	攻め	Ю°		_			
26 三重県砂防指定地等管理条例施行 規則(平成15年三重県規則第2号) 第8条第1項の規定による砂防指定 地内行為許可等の更新許可																
(1) 2以上の建設事務所の所管区域 に属する行為に係るもの							0				建設事	事務所	ŕ			
(2) (1)に掲げるもの以外のもの										0	建設事	₮務所	ŕ			
別表第一県土整備部防災砂防課の表第上	上下 (の項	- 1	+11	142~	\$ 15	第十	-Hq	ν# <i>l</i>	でを	次のト	4つご	改さ	810	0	
13 法第 18 条第 1 項の規定による行為 の許可							0				建設事	≨務所	Ť			
14 法第20条第2項の規定による行為 に係る国等との協議							0				建設事	≨務所	Ť			
15 法第21条第1項及び第2項の規定 による許可の取消し等及び行為の中 止等の命令							0				建設事	≨務所	Ť			
別表第一県土整備部防災砂防課の表第4	(字)	の項	を次	(6 r	٩٧	にや	かろん	9°								
9 三重県土採1 条例第4条第1項 取規制条例 計画の認可	の規	記定に	こよ	る採	取											

事務

(平成 13 年 (1) 2 以上の建設事務所の所管区域 0 建設事務所 三重県条例 に属する採取計画に係るもの 第8号)の施 (2) (1) に掲げるもの以外のもの \bigcirc 建設事務所 行に関する 条例第4条第2項、第8条第2項、 第14条、第17条第2項及び附則第3 項の規定による届出書の受理 (1) 2 以上の建設事務所の所管区域 \bigcirc 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの ○ 建設事務所 3 条例第8条第1項の規定による採取 計画の変更認可 (1) 2 以上の建設事務所の所管区域 0 建設事務所 に属する採取計画に係るもの ○ 建設事務所 (2) (1)に掲げるもの以外のもの 4 条例第12条の規定による変更命令 (1) 2 以上の建設事務所の所管区域 \bigcirc 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの ○ 建設事務所 条例第 13 条第 1 項及び第 2 項の規 定による措置命令 (1) 2 以上の建設事務所の所管区域 0 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの \bigcirc 建設事務所 6 条例第 15 条の規定による採取跡地 における災害防止命令 (1) 2 以上の建設事務所の所管区域 0 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの 0 建設事務所 条例第 16 条の規定による認可等の 取消し等の命令 (1) 2以上の建設事務所の所管区域 0 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの 建設事務所 8 条例第19条の規定による報告の徴収 (1) 2 以上の建設事務所の所管区域 \bigcirc 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの ○ 建設事務所 条例第 20 条第 1 項の規定による立 入検査 (1) 2以上の建設事務所の所管区域 0 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1) に掲げるもの以外のもの ○ 建設事務所 10 条例第 21 条の規定による関係行政 機関への協力要請 (1) 2 以上の建設事務所の所管区域 0 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの \bigcirc 建設事務所 11 条例第22条の規定による関係市町 長への通知 (1) 2以上の建設事務所の所管区域 0 建設事務所 に属する採取計画に係るもの (2) (1)に掲げるもの以外のもの 建設事務所

三米等 | 県土難権指揮市政策課の表験 | 中の国第三十八中中「第60 巻」を「第60 参第1 道及な第5 道」にお &′ 回 部 紙 川 中 ら 暦 紙 川 十 | 中 日 「 第 14 条 の 6 第 2 項 」 や 「 第 14 条 の 6 第 2 項 及 び 第 14 条 の 7 の 2 」 と 呂 名 や ° 別表第一県土整備部建築開発課の表第三号の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次 の一号を加える。

4 法第 12 条の 5 第 4 項の規定による 協議に係る同意						
(1) (2)に掲げるもの以外のもの				0		建設事務所
(2) 松阪建設事務所、志摩建設事務 所、尾鷲建設事務所及び熊野建設 事務所に係るもの					0	建設事務所

別表第一県土整備部建築開発課の表第七号の項第二十二号中「第60秒」を「第60秒第1項」に改め、同表に 次

ζ(24vi	に加える。										
	宅	の普及の	1 法第 18 条第 1 項の規定による容積 率の特例許可					0				
	る 20 87	進に関す 法律(平規 年法律第 号)の施行 関する事	2 法第 18 条第 2 項において準用する 第 94 条の規定による建築審査会の同 意を求めること					0				
i	別表第	一県土整備	部住宅政策課の表第一号の項を次のと	€0}	以 め	Ю°				•		
	(昭和 26 年	1 法第 11 条第 1 項の規定による補助 金の交付申請					0				
	号	律 第 193) の施行に する事務	2 法第 37 条第 1 項の規定による県営 住宅の建替計画の申請				0					
			3 法第 44 条第 1 項の規定による県営 住宅の譲渡に係る国土交通大臣への 承認申請				0					
			4 法第 44 条第 3 項の規定による県営 住宅の用途廃止に係る国土交通大臣 への承認申請				0					
			5 法第 46 条第 1 項の規定による事業 主体変更に係る国土交通大臣への承 認申請				0					
			6 法第 49 条第 1 項の規定による報告 書の提出命令及び物件等の実施検査 のための職員の指定					0				
			7 三重県営住宅条例(平成9年三重県 条例第52号)第4条の規定による県 営住宅入居者の募集					0				
			8 条例第5条の規定による県営住宅へ の入居の決定					0				
			9 条例第6条第3項の規定による調査					0				
			10 条例第 6 条第 4 項の規定による市 町に対する意見照会					0				
			11 条例第 8 条第 3 項の規定による入 居者の決定					0				
			12 条例第10条第1項の規定による入 居日の指定						0			
			13 条例第10条第2項の規定による入 居の決定の取消し					0				
			14 条例第12条の規定による同居の承 認					0				
			15 条例第13条第1項の規定による入 居の承継の承認					0				
			16 条例第14条第1項及び第2項の規 定による家賃決定(条例第14条第5					0				

項により公営住宅とみなされる準公営住宅を含む。)								Í	
17 条例第 14 条第 3 項の規定による公営住宅法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する数値の決定(条例第 14 条第 5 項により公営住宅とみなされる準公営住宅を含む。)				0					
18 条例第 14 条第 4 項の規定による近 傍同種の住宅の家賃の決定(条例第 14 条第 5 項により公営住宅とみなさ れる準公営住宅を含む。)				0					
19 条例第 15 条第 2 項の規定による入 居者の収入の把握				0					
20 条例第 15 条第 3 項の規定による収 入額の認定				0					
21 条例第 15 条第 4 項の規定による認 定した収入額の更正				0					
22 条例第16条第2項ただし書による 納付期限の指定(条例第29条第4項、 条例第31条第3項、条例第43条及 び条例第50条の5第2項において準 用する場合を含む。)				0					
23 条例第16条第4項による明渡日の 認定(条例第29条第4項、条例第31 条第3項、条例第43条及び条例第56 条の5第2項において準用する場合 を含む。)				0					
24 条例第18条の規定による家賃又は 敷金の減免等に係る決定(条例第29 条第4項及び条例第31条第3項にお いて準用する場合を含む。))			0				1	
25 条例第 19 条第 3 項の規定による指示 (条例第 43 条において準用する場合を含む。)				0					
26 条例第 21 条第 2 項の規定による原 状の回復等に係る指示 (条例第 43 条 において準用する場合を含む。)				0					
27 条例第23条の規定による一時不在 の承認(条例第43条及び条例第50 条の8において準用する場合を含 む。))				0				
28 条例第25条の規定による用途変更 の承認(条例第43条及び条例第50 条の8において準用する場合を含 む。))			0					
29 条例第 26 条第 1 項の規定による模様替え及び増築の承認(条例第 43 条において準用する場合を含む。)					0				
30 条例第27条第1項の規定による収入超過者の認定				0				<u> </u>	
31 条例第27条第2項の規定による高額所得者の認定				0				<u> </u>	
32 条例第 27 条第 3 項の規定による収 入超過者及び高額所得者の認定の更 正				0					
33 条例第30条第1項の規定による県 営住宅の明渡し請求			0						
34 条例第33条第1項の規定による収入状況の報告請求等				0				 L	
35 条例第34条第1項の規定による県			0						

	営住宅の明渡し請求 (条例第 43 条において準用する場合を含む。)									
3	6 条例第 35 条第 2 項の規定による入 居手続期限の指定					0				
3	7 条例第36条の規定による家賃の減 額決定				0					
3	8 条例第37条の規定による家賃の減 額決定				0					
3	9 条例第38条の規定による県営住宅 の明渡し検査(条例第43条において 準用する場合を含む。)				0					
4	0 条例第39条の規定による県営住宅の明渡し請求(条例第50条の6第2項において準用する場合を含む。)			0						
4	1 条例第40条の規定による社会福祉 法人等に対する使用許可決定				0					
4	2 条例第44条の規定による社会福祉 法人等に対する使用状況の報告請求				0					
4	3 条例第46条の規定による社会福祉 法人等に対する使用許可の取消し				0					
4	4 条例第 50条の3第3項の規定による駐車場の使用者の決定				0					
4	5 条例第 50 条の 4 第 3 項の規定による駐車場の使用料の減免等の決定				0					
4	6 条例第50条の6の規定による駐車 場の使用の決定の取消し及び明渡し 請求			0						
4	7 条例第50条の7の規定による駐車 場の明渡し検査				0					
4	8 条例第53条の規定による指定管理 者の指定の申請の告知				0					
4	9 条例第54条第1項の規定による指 定管理者の選定		0							
5	0 条例第54条第2項の規定による指 定管理者の指定		0							
5	1 条例第55条の規定による指定管理 者の指定等の告示				0					
5	2 条例第56条の規定による協定の締 結									
	(1) 基本協定に係るもの		0							
	(2) 年度協定に係るもの				\circ					
5	3 条例第57条の規定による事業報告 書の受理				0					
5	4 条例第 58条の規定による業務状況 の聴取等				0					
5	5 条例第59条の規定による知事によ る施設管理の決定				0					
5	6 条例第62条の規定による県営住宅 管理人の任免				0					
5	7 条例第 63 条第 1 項の規定による立 入検査				0					
5	8 条例第64条の規定による警察本部 長への意見聴取					0				

加える。 別表第一県土整備部住宅政策課の表第四号の項第二十七号中「羋砘」を「羋⊓将」に改め、同項に次の一号を

32 条例第41条の規定による警察本部			\cap			
長への意見聴取)			

致める。 別表第一デジタル社会推進局ストート改革推進課の表中「ソペート及軒ឝ舗課」を「礼ヅゆこみ軒ឝ舗課」に

める。 別表第二共通決裁事項の財産に関する事務(三重県流域下水道事業に限る。)の表第六号の項を次のように改

(6	行政財産の用途廃止			全額	全額		
		及び用途変更						

宝 宝

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

今和四年三月三十日急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

ように改正する。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十四年三重県規則第五十八号)の一部を次の

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 圧 症
(書類の提出方法)	(書類の提出方法)
第九条 この規則の規定により知事に提出する書類	第九条 この規則の規定により知事に提出する書類
は、所轄建設事務所長に対し正本一部及び当該急	は、所轄建設事務所長に対し正副二部を提出しな
傾斜地崩壊危険区域の所在する市町の数に一を加	ければならない。
えた部数の副本を提出しなければならない。	
ひ (智)	02 (智)

宝 宝

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十七号

三重県地すべり防止区域管理規則の一部を改正する規則

三重県地すべり防止区域管理規則(平成十二年三重県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	为
(書類の提出方法)	(書類の提出方法)
第八条 この規則の規定により知事に提出する書類	第八条 この規則の規定により知事に提出する書類
は、所轄事務所長に対し正本一部及び当該地すべ	は、所轄事務所長に対し二部を提出しなければな
り防止区域の所在する市町の数に一を加えた部数	のなる。
<u>の副本</u> を提出しなければならない。	
ひ (智)	口 (2)

歪 玉

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

今和四年三月三十日三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十八号

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県砂防指定地等管理条例施行規則(平成十五年三重県規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	为
(書類の提出部数)	(書類の提出部数)
紙十九條 (磊)	継 十九条 (磊)
2 前項の規定にかかわらず、行為等をする土地が	2 前項の規定にかかわらず、行為等をする土地が
二以上の建設事務所の所管区域に所在する場合に	二以上の建設事務所の所管区域に所在する場合に
提出する書類の部数は、前項に規定する部数に、	提出する書類の部数は、前項に規定する部数に当
当該土地を所管する建設事務所の数から一を減じ	該土地を所管する建設事務所の数を加えた部数の
た数を加えた部数の副本とする。	■本とする。

圣 三

この規則は、今和四年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/